

～申請手続きの流れ～ (成功報酬型事業)

① 事前協議

- ・ 随時受け付けます。事業実施の前日までにご提出ください。
- ・ 事前協議書は次の書類を郵送または直接窓口へ提出してください。

※郵送の場合は前日まで**に必着**。

- ①流山市求人情報発信等支援補助金事前協議書（別記第1号様式）
- ②実施を予定する補助対象事業の内容が分かる書類
- ③その他市長が必要と認める書類

※既存の契約している人材紹介事業者も対象となります。

※事前協議書の提出により**予算を確保するものではありません**。

事前協議書提出後であっても申請前に予算額に達した際は、申請の受理ができない場合があります。

↓

② 事業実施

- ・ 事前協議書を提出せずに実施した事業については、対象外となりますので、事前協議書を提出した後に補助対象事業を実施してください。

↓

③ 交付申請・請求

- ・ 事業完了後（支払い含む）速やかに、または、補助対象事業に係る支払いを完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い期日までに申請書兼請求書を提出してください。

↓

④ 交付決定通知 補助金交付

- ・ 申請書類の内容の審査を行い、適正と認められた場合、決定通知書により補助決定額を通知します。
- ・ 申請者の請求に基づき、指定された口座へ支払います。